

さくらんぼ

この情報誌は、“さくらんぼ”のカタチに重ね、女性と男性と一緒に並んで“実”となり、その“実”が繋がると“房(男女共同参画社会)”ができるように育ってほしいという願いから名づけられました。

今回の情報誌は、4月からスタートする「第2次恵庭市男女共同参画基本計画」を中心に、改めて、「男女共同参画」についてお伝えします。

なぜ「男女共同参画」？ 性別や年齢による差別のない 暮らしやすい社会のために。

日本において「男尊女卑」という慣習が発生したのは、いつの頃からなのでしょう。

平安時代までの主流は夫が妻の家に通う「妻問婚(つまどいこん)」で、子の養育権は妻が持ち、実家の相続権は娘が持つといった女性社会の時代でした。その後、戦国時代が訪れると女性は政略結婚の道具とされていきます。ですが当時の女性たちからすれば、同盟関係が破綻すれば、「実家に戻される」、「実家に帰る」のがあたりまえで、今でいうところの外交官のような感覚だったようです。

江戸時代になると「三行半(みくだりはん)」という夫が妻に一方的に出す離別状ができたことで、少しずつ「男尊女卑」の慣習が進みはじめ、



その後、富国強兵と家父長制度が確立した明治時代には、「男尊女卑」の考え方が定着していきました。

明治維新後の日本はこうした時代でしたが、西洋文化の流入により、欧米諸国の女性解放思想が取り入れられ、女性からの離婚訴訟が可能になったり、女性のための職業訓練所も開設されたりするなど、国は様々な女性解放の政策を打ち出し、出来上がってしまった「男尊女卑」の慣習を打開していこうとしました。世界でも数例という女性の条件付き参政権が初めて認められたのも、この頃のことです。

さらに同じ頃、『学問のススメ』で有名な福沢諭吉は、男女が平等に教育を受けることができなかったこの時代に、慶應義塾幼稚舎で、男女が同じ場で平等に教育を受けることを実現させるなど、女性と男性の生き方や慣習が少しずつ変化した時代でした。

しかし、女性を取り巻く状況は、再び逆行。女性の政治活動は国によって禁止されてしまいます。大正から昭和初期にかけて、平塚雷鳥や市川房江などの女性解放運動家が、女性に不利な法律の削除や女性の参政権獲得運動を進め、政党加入を除く政治運動の自由を勝ちとりましたが、実際に男女が平等に教育を受ける事や、女性の参政権獲得が実現したのは、第二次世界大戦後になりました。

現在では、男女が平等に教育を受ける事は当たり前のことです。しかし、国内において男女の在り方に対する考え方が大きく変化してきたのは、たった37年前の昭和54年のこと。国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択された後のことなのです。

男性への差別も、女性への差別も

近年では、男性解放運動も広がりつつあります。女性解放運動によって得られた権利は、時として女性への行き過ぎた優遇措置となり問題視されることもあります。こういった性別により引き起こされるあらゆる差別は、女性だけでなく男性の問題でもあるのです。

「男は仕事、女は家庭」と性別で役割が決められてきましたが、家事

が得意な男性もいれば、家事よりも仕事の方が能力を発揮できる女性もいます。男女それぞれが心理的な抑圧と性別や年齢による差別のない、暮らしやすい社会にすることが「男女共同参画社会を実現する」ということなのです。

恵庭市でも、「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」を制定し、乳幼児から高齢者まで男女問わず、様々な事業、イベントを通じて「男女共同参画」という意識の啓発に努めています。国が「男女共同参画社会基本法」を制定してから17年、恵庭市の条例制定からは13年が過ぎ、時代は目まぐるしく変化している中で、いま一度、「性差」とは何か、「男女共同参画」とは何かを考え、見つめなおすことが求められています。

平成28年4月からスタート！ 第2次恵庭市男女共同参画基本計画を 策定しました。

平成26年度から進めてきた『第2次恵庭市男女共同参画基本計画』の策定が終了し、4月から市が実施する男女共同参画に関連した事業は計画に沿って実施していくことになります。

新しい基本計画には、防災や環境保全に関することと女性の雇用と労働に関することが新たに加われました。

防災に関しては、阪神・淡路大震災での教訓に加え、東日本大震災での経験をもとに、緊急時の対応と知識の普及、さらに女性をめぐる諸問題解決のために、女性人材の登用を進めていきます。

また、女性の雇用と労働に関しては、昨年8月に制定された『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)』により、働く女性、これから働こうとする女性に対し、その能力を十分に発揮できるような環境整備を推進していきます。

市ホームページにて全文を公開しますので、ご覧ください。



今年度も開催！ はじめの一步を踏み出すための 「女性の活動ステップアップ講座」

これから何かの活動を始めようとしている女性や市民活動をしている女性を対象にした人材育成事業「女性の活動ステップアップ講座初級編」を今年度も開催しました。

これに加えて今年度は、新たに「中級編」も企画し開催しました。「市民活動」と「ボランティア」の違いはなにか、自分の中にある「やりたいこと」を具体化してみるなど、活動のヒントとなる題材で実施。

少人数でわいわいとした雰囲気の中、ワークショップを交えながら学びました。

この講座で学んだことを、受講者の皆さんがそれぞれのステージで活用していただければ、うれしく思います。

次年度もこの事業を社会教育課が主管となって実施を予定しています。開催日時などが決まりましたら、広報えにわや市ホームページなどでお知らせしますので、ぜひ参加ください。

この講座で学んだことを、受講者の皆さんがそれぞれのステージで活用していただければ、うれしく思います。

発行 平成28年3月

恵庭市総務部総務課
総務・男女共同参画担当
TEL 33-3131 (内 2211)
FAX 33-3137

ご意見、ご感想をお寄せください。

